

舞鶴市地域文化振興事業補助金実施要領

第1条（趣旨）

本事業は舞鶴市文化振興条例（平成27年条例第38号）及び舞鶴市文化振興基本計画（平成29年6月策定）の趣旨に即し、地域の文化芸術活動を活性化させるために、多くの市民が文化芸術に触れる機会を創出することを目的として、舞鶴市文化・スポーツ振興基金条例（平成5年条例第18号）に規定する事業の内、地域文化助成事業について必要な事項を定めたものであり、本市の文化芸術振興に資する事業の実施に係る経費の一部を補助するものである。

第2条（補助事業の対象・要件）

（1）対象団体

市内の自治会または、次のアからエの条件をすべて満たす団体を対象とする。また、実行委員会形式*の事業については、イからエの条件をすべて満たす実行委員会を対象とする。

ア 構成員の6割以上が市内に居住又は通勤、通学する者で構成され、かつ構成員数5人以上の非営利団体であること。

イ 団体（実行委員会）の意思を決定し、執行する組織体制が確立しており、自ら経理し、監査する等、会計機能を有すること。なお、代表者は成人であること。

ウ 宗教活動、政治活動及び営利活動を目的とした団体（実行委員会）でないこと。

エ 団体（実行委員会）の構成員に暴力団とその構成員を含まず、また暴力団とその構成員の統制下にないこと。

*複数の団体・組織から構成されている申請主体は実行委員会形式とみなす。その場合、市内を主たる活動の場とする団体・組織で実行委員会の主要な構成が占められていること。

（2）補助事業部門

補助事業は以下の2部門とし、一申請団体がその年度中に申請できるのは、各部門1回までとする。また、一申請団体がその年度に両部門にそれぞれ申請することも可とする。

まいつる文化の魅力発信部門

次のアからウの内容のいずれかに該当する事業

ア 舞台芸術分野（音楽、演劇、舞踊等）の発表、上演、ワークショップ等

イ 美術工芸分野（絵画、彫刻、工芸、書、写真等）の展覧会、ワークショップ等

ウ その他の文化・芸術分野に関する、上記項目に類するもの

まいつる文化力向上部門

次の内容に該当する事業

ア 申請団体（実行委員会）活動における技術的課題や活動の質的向上等、課題解決を目的とした研修会、講座、ワークショップ等

（3）交付回数の制限

本要領に定める補助金の交付は、一申請団体につき前項部門ごとに累積3回までとする。

(4) 事業要件

補助対象事業は以下の共通要件をすべて満たし、かつ該当部門の要件をすべて満たす事業であること。

各部門共通要件

- ア 申請する団体（実行委員会）が自ら主催（企画・実施）すること
- イ 積極的に新しい企画に取り組み、事業目的の達成とその向上が目指されていること
- ウ 舞鶴市内で実施されること
- エ 申請年度の4月1日から3月31日までの間に実施されること
- オ 本市の文化芸術の向上に資すると認められること
- カ 事業費の抑制に努め、適正な予算執行が見込める事業であること

まいづる文化の魅力発信部門

- キ 事前に市民に広く周知され、鑑賞、参加等の機会が広く市民に提供されること
- ク 乳幼児や小・中・高校生等、児童・生徒が参加するプログラムが含まれていること
- ケ 入場料、企業協賛等により収入確保の取組みが行われていること

まいづる文化力向上部門

- コ 文化・芸術分野の各種活動における技術的課題や活動の質的向上等、課題解決のための事業であること
- サ 企画された研修、講座、ワークショップ等の事業は事前に周知され、広く市内から参加が得られること
- シ 企画された事業には必ず主催者以外の外部講師を招聘するプログラムが含まれていること

(5) 対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は、補助の対象とならない。（各部門共通）

- ア 特定企業の広報・宣伝活動と認められるもの
- イ 同好会やカルチャースクール、教室等が単独で行うもの
- ウ 団体、会員等限られた範囲を対象としたもの
- エ 部活動、文化祭など学校等教育機関の事業として行われるもの
- オ 国又は地方公共団体からの委託を受けているもの
- カ 興業その他営利を主な目的とするもの
- キ 宗教的又は政治的な普及宣伝活動と認められるもの
- ク その他補助にふさわしくないと認められるもの
- ケ 補助対象経費の総額が6万円に満たない事業

第3条（補助上限額）

各部門の補助上限額は以下のとおりとする。

- ア まいづる文化の魅力発信部門 補助対象経費の2分の1以内で上限額20万円
- イ まいづる文化力向上部門 補助対象経費の2分の1以内で上限額15万円

ただし、来場者が負担する入場料等の収入、企業協賛等による収入や、本補助金以外に交付を受ける助成金や補助金がある場合は、その額を補助対象経費から控除する

第4条（補助対象経費）

補助対象経費は下記表のとおりとする。

| 項目 | 対象経費 | 対象外経費 |
|---------|---|---|
| 報償費 | ゲスト・指導者・演出家・講師等への謝礼 | 団体等事務局に対する謝礼（謝金、日当、交通費、ガソリン代、車代等） 賞品・賞金等 |
| 旅費 | ゲスト・指導者・演出家・講師等の交通費・宿泊費 | 団体等事務局に係るもの |
| 消耗品費 | 事務消耗品 | 記念品、花束、衣装等参加者各自に帰属するもの |
| 食糧費 | | 飲食代（弁当代、飲み物代、懇親会費、接待用茶・菓子代等）は全て対象外 |
| 印刷製本費 | プログラム・チラシ・ポスター・台本・入場券等印刷費 | 有料頒布するプログラム、図録類、書籍 団体会員募集案内 |
| 光熱水費 | （会場の冷暖房については使用料へ） | 団体の日常活動における練習や打合せ、事務所等に係るもの |
| 役務費 | 通信運搬費、広告料、手数料、保険料 | |
| 委託料 | 会場設営・撤去費、音響・照明費、舞台制作費、技術委託料（照明・音響・美術） | |
| 使用料・賃借料 | 会場使用料、付帯設備使用料、冷暖房費、著作権使用料 （会場使用料は本番、リハーサル（1回）、前日準備に限る） | 団体の日常活動における練習や打合せ、事務所等に係るもの |

（注意点）

- ・ 事業終了後も団体の所有となるような物品・備品の購入費は対象外
- ・ 団体等の通常運営に係る経費は対象外
- ・ 表に記載の無い項目については別途相談
- ・ 補助額は千円単位での交付
- ・ 会場使用料については会場予約の都合により、当該年度以前に支払い済の場合も補助対象とする。

第5条（補助金の申請）

補助金の交付を受けようとする団体は、下記書類に必要事項を記入し、別に定める期限までに舞鶴市長に提出するものとする。

提出書類

- ・ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 申請団体概要（様式第2号）
- ・ 事業計画書（様式第3号の1、様式第3号の2又は3）
- ・ 収支予算書（様式第4号）

第6条（補助金の交付決定）

舞鶴市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、事業内容を審査のうえ、補助上限額及び予算の範囲内において補助の対象及び補助額を決定し、補助金申請者に対し補助金交付決定通知書により通知する。なお、交付決定後に収入や事業費等に変更があり、補助対象経費が増加した場合でも、当初の交付決定補助額からの増額は認められない。

第7条（補助事業の事前着手）

補助金申請者は、前項の交付決定を受ける前に事業に着手する必要がある場合は、事前着手届（様式第5号）を舞鶴市長に提出することで着手することができる。ただし、事前着手届の提出はその後の交付決定及び補助金額を保証するものではない。

第8条（交付の条件）

第6条の交付決定を受けた者は、当該事業が本補助金による補助事業である旨を、ポスター、チラシ、パンフレット、看板等の印刷物や掲示物で明示しなければならない。なお、明示文言は以下の例文のとおりとする。

（例）「本事業は舞鶴市文化・スポーツ振興基金による補助事業です。」

また、舞鶴市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要なときは、交付の条件を附することができる。

第9条（補助申請の取下げ）

第6条の交付決定を受けた者（補助金交付申請書を提出し、交付決定を受ける前の場合も含む）で、補助金申請者の自己都合により取下げる場合は、その原因となる事実発生後、速やかに補助金交付申請取下げ届（様式第6号）を提出しなければならない。規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定を取り消すこととする。

第10条（事業計画の変更）

補助金の交付決定を受けた事業の内容に大きな変更（軽微な変更は除く）が生じたときは、補助金申請者は、速やかに変更承認申請書（様式第7号）を舞鶴市長に提出し、その承認を受けなければならない。

第11条（事業の完了報告）

補助金申請者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から60日以内に補助事業完了報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて、舞鶴市長に提出しなければならない。

ただし、上記の規定にかかわらず、補助事業完了報告書の提出は交付決定を受けた年度内に行うものとする。

第12条（補助金額の確定と交付）

舞鶴市長は、補助事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金額を確定し、補助金額確定通知書により通知した後、補助金を交付する。

第13条（補助金交付の取り消し及び返還）

舞鶴市長は、補助金申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- ア 補助金の交付申請、計画変更及び完了報告等の手続きについて虚偽の申告、不正の事実があった場合
- イ 補助金を事業の目的以外に使用したとき
- ウ 事業の実施に当たって、不正・違法な行為があると認められたとき
- エ 事業の実施について、補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
- オ その他この要領に定めるところに違反したと認められる場合

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。